

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

超高層ビル (タワーマンション)

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

<意見>タワーマンションは時代遅れ!人口減少とコロナ禍に見合う見直しを求めます**<理由>**

人口減少、自然災害の大規模化、コロナ禍で三密回避等の見直しが求められている。

タワマンはこの点で時代遅れの建物と言える。自然災害に弱く、三密にも弱い。

投資目的購入者が3割ともいわれ、大規模修繕積立が困難化している。将来廃墟となる危険性が増している。

経営難に陥った際に、市が公共施設フロア用として購入し、責任を取らされた例もある。

タワマンは周辺地域に、日照、電波、風害等様々な環境破壊をもたらす。

さらに多額な補助金を使う。(鷺沼再開発では市は100億円というが、実際は150億円位)

事業者は、「高層ビルにしないと、広場や歩行者通路が狭くなり、日影や圧迫感が高まる。それを避けるために高層ビルが必要だ」と説明するが、市民にとって理解不能な見解だ。この見解は、あくまで容積率500%を前提にした、事業者利益第1の考えである。

本計画は、実質面積率77.4%、建蔽率86%で敷地目一杯のビルを建て、広場は狭いデッキ広場、ビル外壁の外側はわずか1mの歩行者通路で避難通路には危険だ。

タワーマンションを見直し、鷺沼の身の丈にあった個性豊かな再開発に見直しをしていただきたい。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)

